

論壇

税理士の損害賠償責任に関する一考察  
— 契約上の責任条項と業務上の課題について —



永竿敬子  
【麻布】

1. はじめに

近年、税理士に対する損害賠償請求事件が増加している。本稿では、まず税理士の業務が損害賠償責任を追及されやすい背景を述べた上で、その防止策として契約上、損害賠償責任を限定する条項の有効性について消費者契約法の関係を探る。

2. 責任追及されやすい背景と契約書の責任制限条項を入れる慣例の増加

税理士は専門家として税法及び周辺法律を遵守し、依頼者の期待に応えるために善管注意義務(民法644条)の下、慎重に努力している。一方、税法や取引の複雑さに伴い、委任契約上の債務不履行(同法415条)あるいは不法行為(同法709条)に基づく損害賠償責任を追及されるケースも増加している。その理由として、以前は医療過誤、弁護過誤等の他の専門家の責任が追及されることが多かったが、これらの専門家と比べて「税理士業務は責任追及されやすい」という面を持つためと考えられる。つまり適用すべき税法・通達等を適用しなかった

3. 消費者契約法の趣旨

「消費者契約法」は、消費者が事業者と契約時に、

両者間の持つ情報の質・量や交渉力に格差を踏まえて

中心に検討する。そして的確な業務を行うために依頼者と十分なコミュニケーションをとること、専門家としての説明責任を果たすことの重要性を述べる。さらに重大な判断ミス防止のための課題について考察したい。

4. 消費者契約法の対象

消費者(依頼者)には個人」と「法人」があるが、消費者契約法の対象となる範囲はどこであろうか。

同法2条1項の「消費者」とは個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く)である。すなわち「事業を行っていない自然人」又は「事業者であっても事業を行っていない」という立場ではなく行動している「自然人」が消費者契約法上の保護すべき対象となる。

具体的には「事業を行っていない自然人」は「会社社員で相続が発生し申告を依頼

「消費者の利益を守るために」施行されたものである。「消費者契約」とは「消費者と事業者との間で締結される契約(同法2条3項)」であり、消費者「依頼者」、事業者「税理士」の契約にも適用される。

5. 契約上、損害賠償責任を制限する条項は有効か

「事業を行っていない自然人」又は「事業者であっても事業を行っていない」という立場ではなく行動している「自然人」との契約の場合、消費者契約法の対象となるため「①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項②当該事業者、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失による債務不履行

「各個人」等が「事業者」であって事業を行っていないという立場ではなく行動している「自然人」が消費者契約法上の保護すべき対象となる。具体的には「事業を行っていない自然人」は「会社社員で相続が発生し申告を依頼

6. 依頼者との十分なコミュニケーションと専門家としての説明責任の重要性

「事業を行っていない自然人」又は「事業者であっても事業を行っていない」という立場ではなく行動している「自然人」との契約の場合、消費者契約法の対象となるため「①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項②当該事業者、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失による債務不履行

「事業を行っていない自然人」又は「事業者であっても事業を行っていない」という立場ではなく行動している「自然人」との契約の場合、消費者契約法の対象となるため「①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項②当該事業者、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失による債務不履行

「事業を行っていない自然人」又は「事業者であっても事業を行っていない」という立場ではなく行動している「自然人」との契約の場合、消費者契約法の対象となるため「①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項②当該事業者、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失による債務不履行

「事業を行っていない自然人」又は「事業者であっても事業を行っていない」という立場ではなく行動している「自然人」との契約の場合、消費者契約法の対象となるため「①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項②当該事業者、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失による債務不履行

7. 重要な判断ミスを防止するための課題

損害賠償責任が追及される場面では「業務上、平均的な税理士であれば通常行うべきことを行ったか」ということでは足りないことがある。つまり専門家として複雑な税法や通達、判例を隅から隅まで知っているという最高レベルの知識が求められる。そのため税制改正を把握し、国税庁のチェックシート、自己診断チェックリスト、研修等で常に知識等のブラッシュアップを税理士は行っている。

しかし人間は全能ではなく、体力等にも限界がある。そのArtificial Intelligence(AI)を「人間が知能を使って行うことを機械にさせようとする立場」とするならば、複雑かつ膨大な税法・通達・判例等の分析については、機械を補助的に活用することも将来の課題かもしれない。この場合、税理士の役割は、業務の正確性・効率性を上げるために、人間の補助としての機械の得意分野を育成すること、依頼者の理解力を判断しながら業務の内容に関して説明責任を果たすことである。つまり機械と依頼者をつなげる役割である。

8. おわりに

以上、契約上の損害賠償責任を制限する条項の有効性をはじめ、業務上で注意すべきこと、今後の課題について考察した。近年、税理士に求められる業務上のスキル等がますます複雑

「事業を行っていない自然人」又は「事業者であっても事業を行っていない」という立場ではなく行動している「自然人」との契約の場合、消費者契約法の対象となるため「①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項②当該事業者、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失による債務不履行

なることも多い。よって依頼者の理解度に合わせたり、専門家として心掛ける必要がある。説明責任は訴訟リスクを減らすために果たすべきものではないが、税理士が行った業務を依頼者が理解し、税理士自身に対して信頼が生まれるならば、結果として訴訟リスクも減らすことができるのではないだろうか。

以上、契約上の損害賠償責任を制限する条項の有効性をはじめ、業務上で注意すべきこと、今後の課題について考察した。近年、税理士に求められる業務上のスキル等がますます複雑

「事業を行っていない自然人」又は「事業者であっても事業を行っていない」という立場ではなく行動している「自然人」との契約の場合、消費者契約法の対象となるため「①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項②当該事業者、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失による債務不履行

i www.zeirishi-hoken.co.jp/zeibai/index.html  
ii https://www.ai-gakai.or.jp/whatsai/hatsai.html